

適用関係の届出書類・添付書類確認表

< 届出事由 >

< 届出・添付書類 >

【該当する場合に提出】

● 届出書類

帝石健康保険組合

1) 被保険者となる者を雇用したとき				
a 被扶養者がいない場合	…	① A		
b 被扶養者がいる場合				
同居配偶者	60歳以上	① A ② B C E	15	
	60歳未満	① A ② B C		
別居配偶者	60歳以上	① A ② B C E ⑥ G	15	
	60歳未満	① A ② B C ⑥ G		
同居の子供	16歳以上	① A ② B D F 又は C		
	16歳未満	① A ② B D	14	
別居の子供	16歳以上	① A ② B F 又は C ⑥ G		
	16歳未満	① A ② B	14	
同居の父母 養・義父母	60歳以上	① A ② B C D E	15	
	60歳未満	① A ② B C D		
別居の義父母は不可 →	別居の父母 養父母	60歳以上	① A ② B C E ⑥ G	15
		60歳未満	① A ② B C ⑥ G	
同居の弟妹 孫	16歳以上	① A ② B D F 又は C		
	16歳未満	① A ② B D	14	
別居の弟妹 孫	16歳以上	① A ② B F 又は C ⑥ G		
	16歳未満	① A ② B ⑥ G	14	
同居の兄姉	60歳以上	① A ② B C D E	15	
	60歳未満	① A ② B C D		
別居の兄姉	60歳以上	① A ② B C E ⑥ G	15	
	60歳未満	① A ② B C ⑥ G		
別居の場合は不可 →	同居のおじ おば	60歳以上	① A ② B C D E	15
		60歳未満	① A ② B C D	
別居の場合は不可 →	同居の甥姪	16歳以上	① A ② B D F 又は C	
	16歳未満	① A ② B D	14	
2) 離職以外の理由で家族を被扶養者に加えるとき		② B 上記該当添付書類又はK (該当者のみ)		
3) 離職した家族を被扶養者に加えるとき		② B H又はI		
4) 失業給付受給開始者を扶養削除するとき		② J (開始日確認) L		
5) 失業給付受給終了者を被扶養者に加えるとき		② B J (終了日確認)		
6) 被扶養者が就職等で扶養削除するとき		② L (該当者分)		
7) 被保険者が退職したとき		③ L (被扶養者分含む)		
8) 定年退職者等を継続して再雇用するとき		① A M ② B		
9) 被保険者が退職し任意継続被保険者になるとき		④ N		
10) 被保険者または被扶養者の氏名が変更になったとき		⑤ 理由欄記入		
11) 同居していた被扶養者が別居になったとき(単身赴任・学生は除く)		⑥ G		
12) 別居していた被扶養者が同居になったとき(単身赴任・学生は除く)		⑥ D		
13) 被保険者証等の紛失または盗難のため再交付してもらうとき		⑦ ⇒ 無くした時は滅失届として提出する		
14) 被保険者が退職後保険証未回収のまま音信不通になったとき		⑧		
15) 介護保険被保険者が海外へ赴任または海外から帰任するとき		⑨		
16) 産前産後休業を取得するとき		⑩		
17) 産前産後休業を取得申請より早期に終了または出産予定日と出産日が異なったとき		⑪		
18) 育児休業を取得または延長するとき		⑫		
19) 育児休業を取得申請より早期に終了するとき		⑬		
20) 事業所の所在地・名称・事業主等が変更になるとき		⑯		
21) 委任受領者を変更するとき		⑰		

- ① 資格取得届
- ② 被扶養者異動届(国民年金第3号届含む)
- ③ 資格喪失届
- ④ 任意継続被保険者資格取得申請書
- ⑤ 氏名変更届
- ⑥ 被扶養者別居・同居申告書【単身赴任・学生は不要】
- ⑦ 被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証滅失・き損届及び再交付申請書
- ⑧ 被保険者証回収不能届
- ⑨ 介護保険被保険者海外出向・国内帰届
- ⑩ 産前産後休業取得者申出書
- ⑪ 産前産後休業取得者変更(終了)届
- ⑫ 育児休業取得者申出書(新規・延長)
- ⑬ 育児休業取得者終了届
- ⑭ 乳幼児等医療助成制度該当・不該当報告書
- ⑮ 後期高齢者障害認定(該当・不該当)届【65歳～74歳で一定の障害ありと認定されたかた】
- ⑯ 事業所関係変更(訂正)届
- ⑰ 委任受領者選任(又は変更)届出書

● 添付書類

- A 委任状
- B 被扶養者認定確認書
- C 非課税証明書又は課税所得証明書【学生は不要】
- D 世帯全員・続柄記載の住民票(出産時は出生証明又は母子手帳の写し可)
- E 公的年金通知の写し【障害年金含む】
- F 在学証明又は学生証の写し
- G 送金証明(銀行振込の控等直近3ヵ月分)【単身赴任・学生は不要】
※ただし、単身赴任者の配偶者及び子供と別居している被扶養者は必要
- H 離職票-1, 2の写し及び受給延長の場合は受給期間延長通知書の写し【失業給付受給待期】
- I 離職票-1, 2の原本【失業給付を受給しない】
- J 雇用保険受給資格者証(離職時賃金日額記載)の写し(支給開始時は開始日・終了時は終了印のあるもの)
- K 雇用契約書の写し(前年の収入は限度額を超えているが、雇用形態の変更等で今後の収入が限度額内になる場合)
- L 被保険者証(高齢受給者証及び限度額証は該当者のみ)
- M 再雇用契約書の写し
- N 誓約書

※ 被保険者が同一健保内で移籍(引き続き帝石健保に加入)し被扶養者がいる場合は、異動届に被扶養者確認書を添付して下さい。(証明書類は省略できます)

※ 上記書類のほかにも、必要に応じて証明書類の追加提出をお願いすることがあります。